

第13回 地域発『活力・発展・安心』デザイン実践交流会

**九州地域のコンサルタント活動から見る
地域学校協働活動の課題解決のアイディアとは
～Q&Aでお答えします～**

**<文科省事業>地域学校協働活動コンサルタント（略称）
N P O 法人大分県協育アドバイザーネット理事長
別府市立石垣小学校学校運営協議会委員長**

中川忠宣

☆☆☆文部科学省が目指す目標☆☆☆

①全国的に地域と学校の連携・協働を推進する。

■すべての小中学校区において地域学校協働活動を進める。

地域学校協働活動の核となる**地域学校協働本部**について、すべての小中学校区をカバーする体制の整備を推進する。これにより、**学校を核とし協働の取り組みを通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築**を図る。

■学校運営協議会制度をすべての公立学校に導入する。

学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一緒にとなって子供たちを育む「**地域とともににある学校**」への転換を図る。

②地域の様々な機関や団体等のネットワーク化を進める。

学校、家庭、地域が相互に協力し、**地域全体で学びを展開していく環境づくり**を進め、**子どもとの関わりの中で、大人も共に学び合い育ち合う教育体制**の構築を進めていく。

地域学校協働活動推進の概要

教育委員会

<協働の取組ための体制整備・普及・啓発>

施策①学校運営協議会制度の導入（努力義務）

<コミュニティー・スクールの指定

施策②協働本部の設置（コーディネーター配置）

<地域学校協働活動推進員の委嘱>

指定・研修・予算

設置・研修・予算

啓発・研修・予算

コミュニティー スクール



学校運営協議会

学校

地域学校協働本部

地域住民・団体等による
緩やかなネットワーク

- ①地域側の総合窓口
- ②学校支援の世話
- ③放課後等の地域活動の
調整やボランティア確保

地域学校協働活動推進員

地域

幅広い地域住民の参画

学校支援活動



土曜休日の教育活動



放課後子供教室



家庭教育支援活動



コミュニティ・スクールの基本的な考え方

1. 学校運営協議会の考え方の基本

- (1) 学校運営に課題を抱えている学校がそれに対応する（解決の一歩を踏み出す）1つのツール（システム）である。
- (2) 熟議を通して「何がコミュニティ・スクールのテーマであるか」を明確・共有化する。
 - ・教職員全体及び学校と地域住民の意識の共有 → テーマコミュニティを作る
- (3) 学校経営の主体は校長であり、校長の学校経営をやりやすくするために、地域住民の願いも反映させながら学校運営をするための協働組織（学校運営協議会）である。

2. コミュニティ・スクールが目指す成果

- (1) 子どもへの効果：基礎学力の向上やいじめ・不登校への対応、児童生徒の自主性の向上
- (2) 学校への効果：住民との協働体制、授業力の向上、教職員の意識の共有等（「地域に開かれた教育課程」への対応）
- (3) 地域住民への効果：大人同士の繋がり、地域づくりと活性化、親の子育て意識の向上

九州地区地域学校協働活動コンサルタント

～見えてきた課題～

訪問県・市町村	期日	公立小中学校CS導入状況	本部整備状況
長崎県教育委員会	9月9日	16市町／21市町（33／500校）	9市町／21市町（171）
川棚町教育委員会	11月27日	2校／4校（今年度順次全校導入）	0／4校
松浦市教育委員会	11月28日	0校／16校（来年度から導入）	0／16校
熊本県教育委員会	9月19日	31市町村／44市町村（164／366校）	31市町村／44市町村（41）
南阿蘇村教育委員会	10月8日	4校／6校（全校へ順次導入中）	0／6校
美里町教育委員会	10月9日	0／5校（順次導入予定）	0／5校
荒尾市教育委員会	10月25日	3校／13校（全校へ順次導入中）	0／13校
和水町教育委員会	10月25日	0校／7校（導入検討中）	0／7校
佐賀県教育委員会	9月20日	11市町／20市町（66／248校）	6市町／20市町（28）
吉野ヶ里町教育委員会	10月24日	0校／4校（来年度から順次全校導入）	0／4校
鳥栖市教育委員会	11月27日	2校／12校（順次全校導入中）	0／12校
大分県教育委員会	9月27日	17市町村／18市町村（265／372校）	14市町／18市町村（76）
竹田市教育委員会	11月15日	18校／18校（今年度一齊全校導入）	0／18校
中津市教育委員会	11月18日	2校／31校（今年度から順次全校導入）	10／10中学校区

<1. 「地域学校協働活動」の推進について>

項目 1. 学校運営協議会制度の導入の目的と地域学校協働 本部の役割に関するプランの作成について

アドバイス 1

地域住民と学校が協働した人づくりのための構想について、首長部局の関連施策、地域の活性化の取組との繋がり、具体的な地域学校協働活動の方策を検討した上で、将来的な見通しをもってプランの作成を行う必要がある。

- ①教育行政として地域学校協働活動の推進・本部の設置について対応すべき観点
- ②学校として地域学校協働活動の推進・学校と本部との連携に関することに対応すべき観点
- ③地域学校協働本部として地域学校協働活動の推進・本部の活動に対応すべき観点

地域と学校が協働した人づくりのための施策の整理

市町村行政の重点施策

教育行政の重点施策

- 教職員の働き方改革
- 地域住民との交流
- 部活動指導者の拡充
- 時間外の保護者や住民対応 等

いじめ・不登校対策

- 早期発見、対応力の向上
- PTA活動の充実
- 関連機関との連携
- 地域住民との情報の共有 等

学力向上対策（命題知と体験知）

- 地域住民の学習支援
- 「ふるさと学」の実施
- 地域住民との協働学習
- 教員の指導力の向上

地域に開かれた教育課程

- スポーツ力向上・生涯スポーツ対策

地域文化の伝承対策

- 地域文化の伝承対策

首長部局の関連施策

- 過疎化対策
- 若者の地元定着の対策
- 地域産業の発展・活性化対策
- 地域住民の地域活動促進対策
- 高齢者の生きがい創出対策
- 女性が活躍するまちづくり対策
- 安全・安心なまちづくり対策

行政としての一體的取組

まちづくりのための「繋げる仕組み」づくり
＜行政施策と地域住民のコーディネートシステム＞

項目2. 学校運営協議会や地域学校協働本部のエリアについて アドバイス2

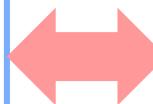
学校毎に設置・整備する場合と、中学校毎の生活エリア（地域毎）にする場合の小中学校の一貫性や地域住民としての長所と、その際の留意事項があり、そうした点に対処できるシステム作りが重要である。

- ①学校運営協議会として「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、どんな方法で承認し、承認したことについての責任を果たすための参画の仕方について検討する必要がある。また、学校運営協議会の委員の選任についても、組織・団体からどう選任するかも検討が必要である。

- ②地域学校協働本部の整備については、小学校区と中学校の生活エリアが重なることから、学校毎がいいのか、中学校区に整備するのがいいのかについても検討する必要がある。

相互理解と信頼関係を深めるために

学校運営協議会での協議
(学校運営協議会委員)



多くの当事者による熟議
(保護者・地域住民・教職員)

<地域とともにある学校の運営において大切な視点>

- ①関係者が当事者意識をもって「熟議（熟慮と議論）」を重ねること
- ②学校と地域の人々が「協働」して活動すること
- ③学校が組織として力を発揮するための「マネジメント」



熟 議

関係者がみな当事者意識を持ち、子供たちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、

地域でどのような子供を育てていくのか、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有

するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切です。

協 働

学校と地域の信頼関係の基礎を構築した上で、

学校運営に地域の人々が「参画」し、共有した目標に向かってともに「協働」して活動していくことが大切です。

マネジメント

その中核となる学校は、校長のリーダーシップのもと

教職員全体がチームとして力を発揮できるよう、組織としてのマネジメント力を強化していくことが大切です。

令和元年度南関町の組織体制

地域学校協働活動本部

南関第一小学校
コーディネーター

南関第二小学校
コーディネーター

南関第三小学校
コーディネーター

南関第四小学校
コーディネーター

南関中学校
コーディネーター

放課後子ども教室

コーディネーター
各校1名 計4名

連携・協働

地域学校協働本部
事務局
(南関町公民館内)
統括コーディネーター

学校運営協議会
(南関町公民館内)
統括コーディネーター

兼務

誰か・何を
どうなる(絵)

- 運営委員会(年3回)
教育課・事務局・社協
各校校長・各校PTA会長
各コーディネーター
- 定例会(月1回)
事務局
各コーディネーター

- 委員会(年3回)
・事務局・
各校校長・各校PTA会長
各校担当者・運営委員

コミュニティスクール

南関第一小学校
学校運営協議会

南関第二小学校
学校運営協議会

南関第三小学校
学校運営協議会

南関第四小学校
学校運営協議会

南関中学校
学校運営協議会

地域住民

企業

NPO

<学校運営協議会制度の導入について>

項目3. 学校運営協議会制度の目的について

アドバイス3

教育課題である、教職員の働き方改革、いじめ・不登校対策、学力向上、地域に開かれた教育課程の実施等の教育行政の重点施策への対応という観点が必要である。

- ①校長が変わっても地域と共に歩む学校教育を続けていく、推進していくには必要な仕組みであることを教育行政と校長が認識を共有することが必要である。
- ②学校運営協議会が、協働活動の機能を全て担うのではなく、学校運営協議会の機能を十分に理解して関わる必要がある。

<学校運営協議会の役割の共有>

全国調査から見る効果（相関）

※全国調査から（H26/H27 中川調査）

パースンの相関係数から見る「有意な相関関係図」：「児童生徒への有効性」

（小中学校種・学校規模には有意な相関は見られない）

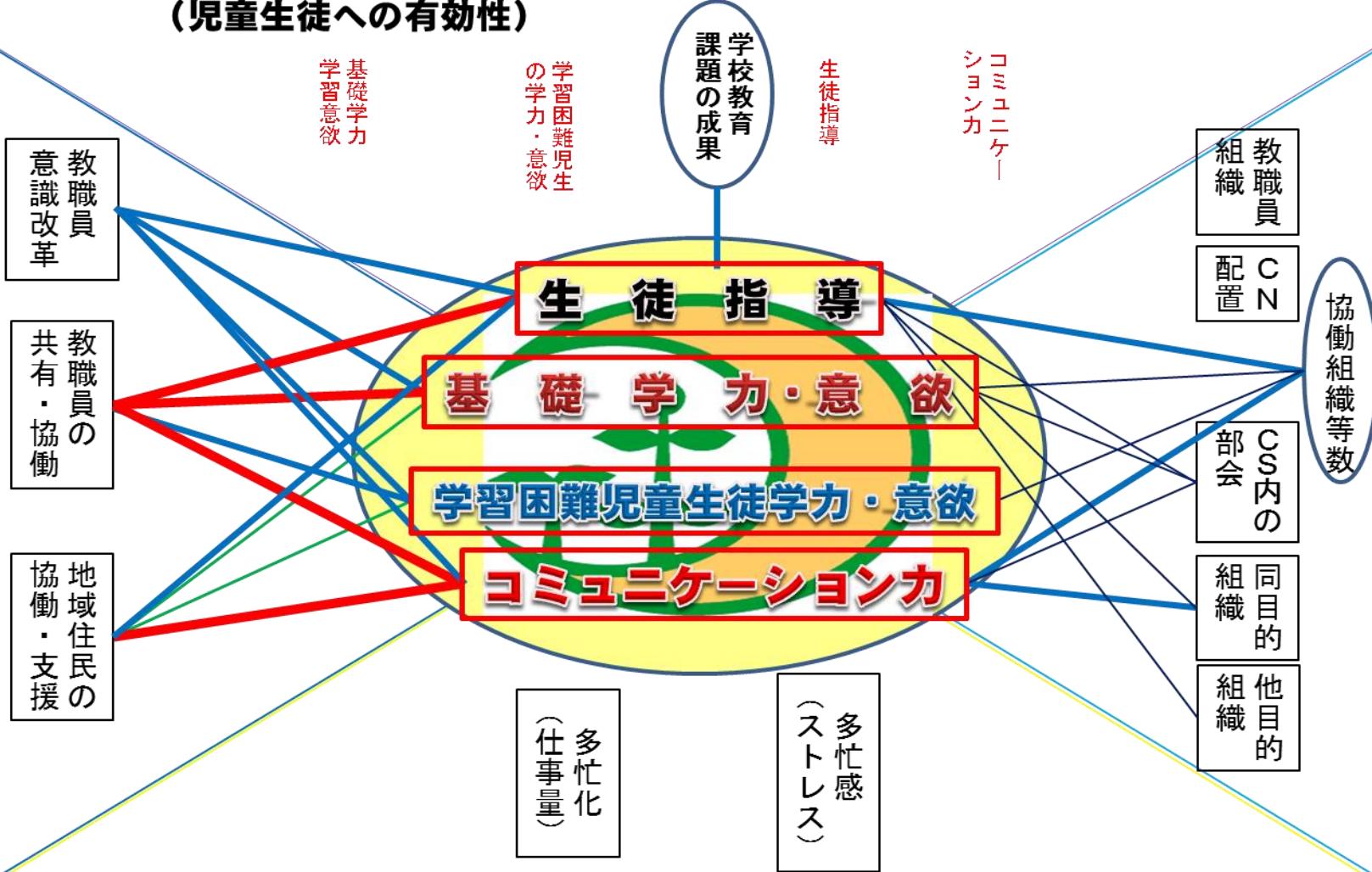
1% 水準で有意（両側） .274**～：— .300**～：— .400**～：—

5% 水準で有意（両側） .210*～.274*：—

（児童生徒への有効性）

（学校教育機能への有効性）

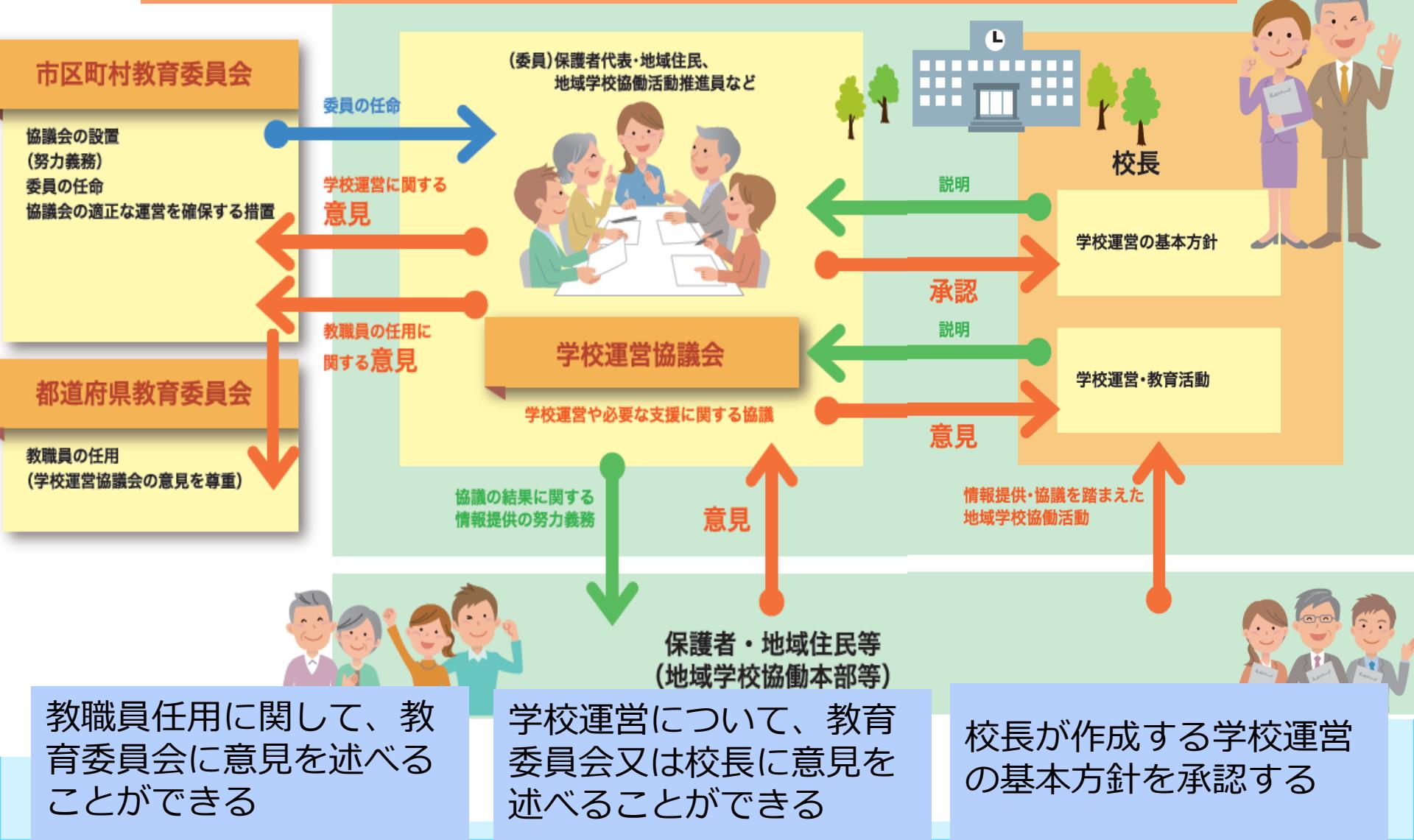
（関係組織・体制（仕組み）の有無）



（「多忙化（仕事量の増加）」と「多忙感」（ストレス））

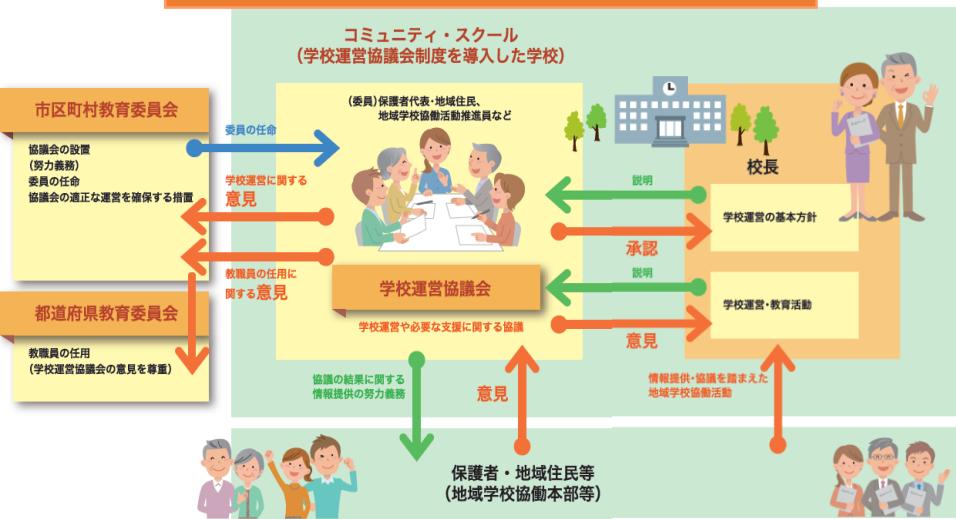
コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会制度を導入した学校



コミュニティ・スクールと学校評議員会

コミュニティ・スクール



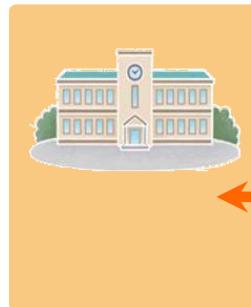
保護者や地域住民が一定の権限をもって学校運営に参画することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総掛かりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的としている

合議体としての機能

- 協議体による組織的な活動の広がり
- 法令等に基づき役割(権限)が明確化
- 主体的参画による連携・協働性が向上

学校評議員会

学校



校長の求めに応じて意見を述べる

学校評議員



市区町村教育委員会
評議員の委嘱
校長の推薦

校長が、必要に応じて学校運営に関して、
保護者や地域住民の意見を聞くことを目的としている

学校運営の継続性

校長の異動に左右

組織的活動の観点

個人の意見を論じる

役割の明確化の観点

校長の運用

連携・協働性の観点

第三者的関わり

項目4. 「学校運営の基本方針を承認する」ことについて

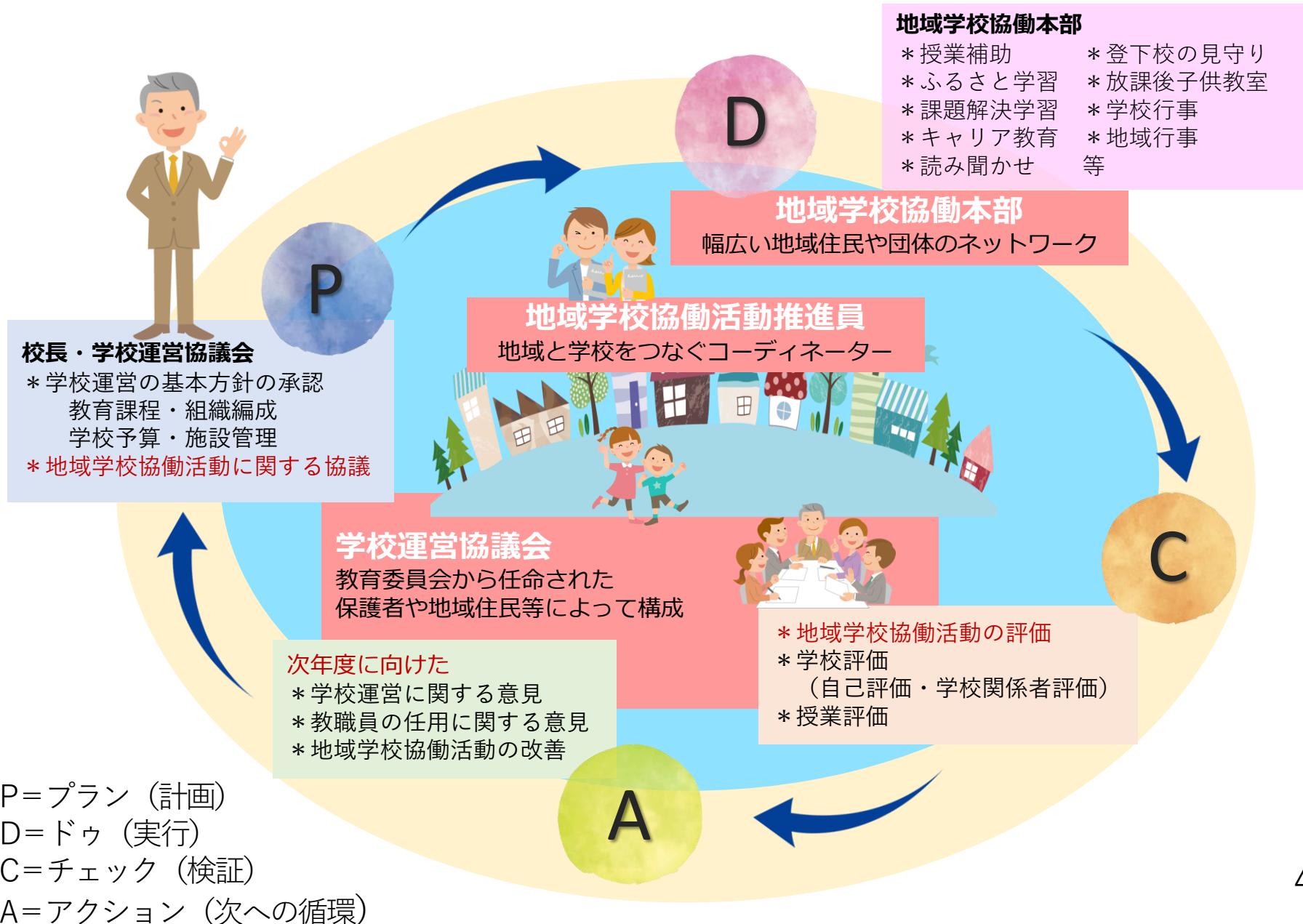
アドバイス4

校長が替わっても学校運営協議会が承認したり、参画したりする方向性がぶれないことが必要である。

- ① 「学校運営の基本方針を承認する」ための様式を教育委員会で作成することで全ての学校運営協議会の方向性を明確にする。

- ②学校運営協議会として「学校運営の基本方針を承認する」という大きな役割について、どんな方法で承認し、承認したことについての責任を果たすための参画の仕方について検討する必要がある。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（本部）の一体的推進



項目5. 運営協議会委員への説明、教職員への周知について

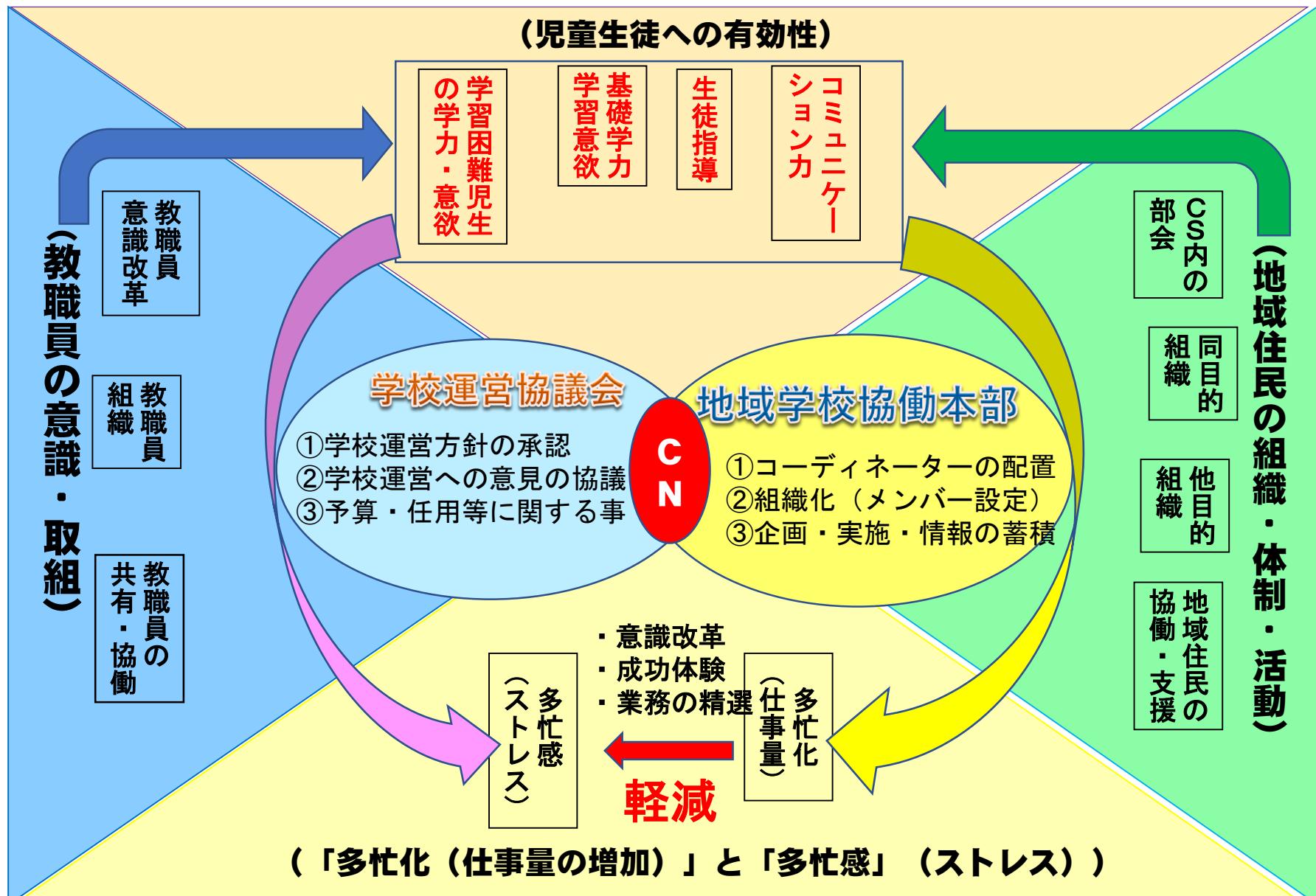
アドバイス5

運営協議会委員への説明や教職員への周知を校長任せにしないで、教育委員会としての説明資料の作成や説明等を行う必要がある。また、研修を関係者全員に対して行うことは困難であることから、各学校での研修の環流が重要である。

- ①学校へは、コミュニティ・スクールの導入の趣旨、効果等について整理して説明する必要がある。
- ②学校運営協議会委員へは、依頼する際の説明と、任命した委員全員への研修が必要である。その際、学校評議員制度とは異なるものであり、権限と責任、日常的な活動の必要性、関係者評価等に関する研修が必要である。その研修を学校に任せることの可否を検討する必要がある。
- ③教員へは、コミュニティ・スクールの有効性や多忙化の解消に関する研修を行う必要がある。
- ④教職員、学校運営協議会委員、コーディネーターの合同研修が相互理解と協働活動を行うことに有効である。

全国調査及び先進地（杉並区・上越市・見附市）聞き取り調査から

学校教育課題に対応するコミュニティ・スクールシステムの構想



教育委員会/学校/学校運営協議会/地域学校協働本部の関係性

教育委員会

学校運営協議会制度の導入（各種規則・要綱等の策定）

プランの策定：目的・組織・運営等

基本：対処療法 → 中・長期的な原因療法の処方箋の策定

学校（教職員）

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力（命題知・体験知）
- * いじめ・不登校 等

学校運営協議会の設置

住民の代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見

地域学校協働本部の整備

＜コーディネーター配置＞

- ・行政のコーディネーター
- ・地域コーディネーター
(地域学校協働活動推進員)

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク



項目6. コミュニティ・スクールの導入による学校の多忙化について

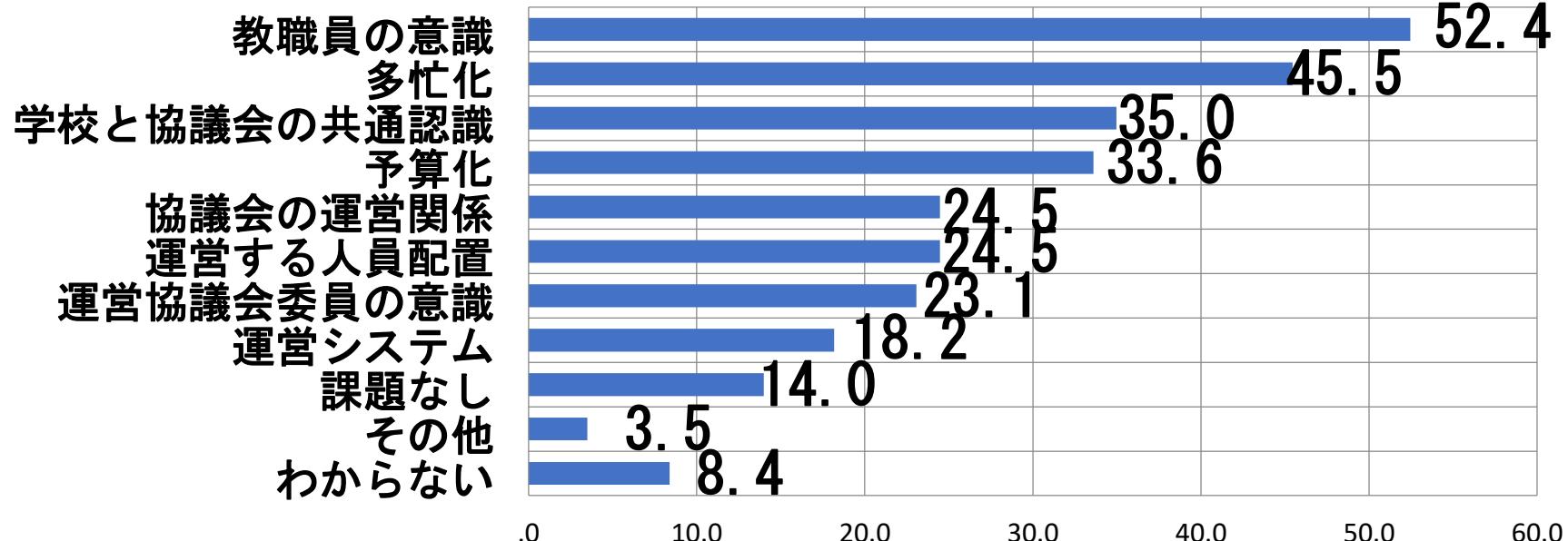
アドバイス6

コミュニティ・スクールの導入について学校の多忙化を懸念する事例が多くあるが、学校の多忙化とは何かを明らかにするために、各学校の教員に直接調査をしてはどうか。

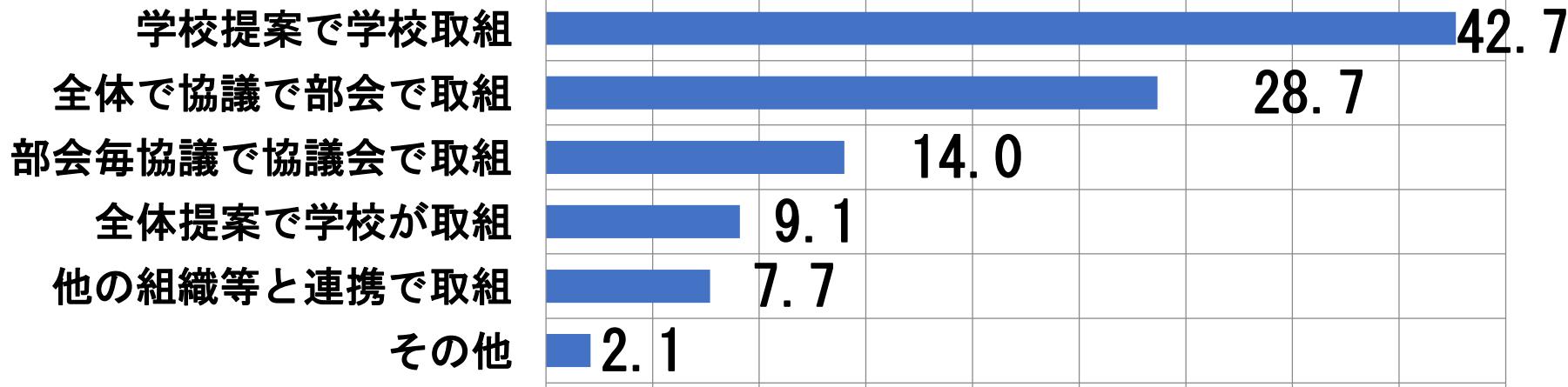
- ①コミュニティ・スクールの導入は、**地域に開かれた教育課程の実施等において必須**である。
- ②**学校だけでは不可能**であること、コミュニティ・スクールの導入や地域学校協働活動についての**課題や教職員の多忙化とは何か**を整理する。
- ③**教職員が抱え込みすぎ**ていることや、職務内容の見直しによる働き方改革、地域住民や保護者との**役割分担等**を、**教職員と学校運営協議会との熟議等**をとおして、コミュニティ・スクールの導入の意義を考える。

全国調査からみる課題

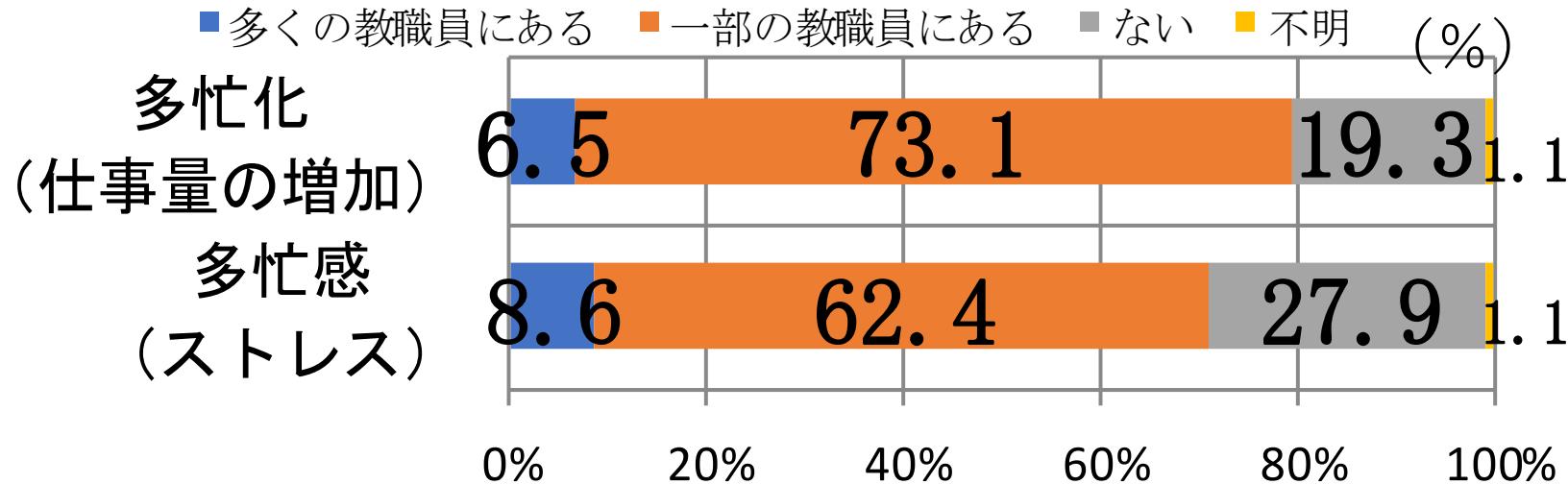
コミュニティ・スクール運営上の課題 (N=143) (%)



学校運営協議会の学校教育への参画 (N=143) (%)



教職員の多忙化・多忙感に関する意識(N=93)



「多忙化」への対応としては次の4つの視点に整理できる。

- ①これまでの教育活動や様々な業務の見直しをとおした**業務の精選**
- ②コミュニティ・スクール運営のための**役割分担**や**運営システム**の見直し
- ③コミュニティ・スクール運営の業務が**勤務時間外**に行われている
- ④指導者への依頼、急な日程変更等による**外部人材**への対応

「多忙感」への対応としては次の4つの視点に整理できる。

- ①**成果が教職員に見える**ことにより意識の変化が生まれる
- ②教職員が地域となじみ、**地域の学校**という意識が生まれる
- ③今の学校教育（教職員）に求められている**学校教育の方策**である
- ④**学校（教職員）主体・主導でない**コミュニティ・スクールの運営の工夫

<地域学校協働本部の体制整備について>

項目7. 地域学校協働本部の役割と体制整備について

アドバイス7

住民の緩やかなネットワークづくりと日常的なコーディネートを行うものであり、コーディネーターの配置は必須である。

- ①地域住民を地域学校協働活動推進員として委嘱することがベストである。しかし、地域学校協働活動推進員を配置したことで地域学校協働本部の整備が出来たとは言えない。
- ②教育課程への地域住民の協働が進むことにより、教職員の多忙化への対応や子どもの学びの充実等が可能になる。
- ③地域住民のネットワークを広げることによってそれぞれの組織団体の活性化に繋げるシステムとなる。
- ④地域学校協働本部の活動は日常的な活動が主体であることから関係者の会議や打ち合わせは定期的に行う必要があるが、どんなメンバーで行うかについては「ネットワークづくり」と「日常的なコーディネート」が有効に動くことを考慮して計画する必要がある。

地域学校協働活動の概念図

より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有した

「緩やかなネットワーク」



地域学校協働本部のネットワーク化が重要

コミュニティ・スクール：教職員と地域住民の協働

学校（教職員）

- * 教職員の働き方改革
- * 地域に開かれた教育課程
- * 生きる力（命題知・体験知）
- * いじめ・不登校 等

学校運営協議会

住民の代表としての学校運営への参画

<権限と責任>

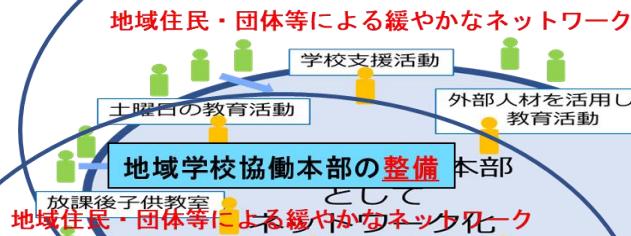
- * 学校運営方針の承認
- * 学校運営への意見
- * 教職員の任用に関する意見



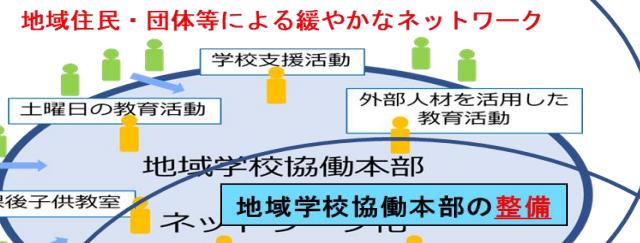
「まちづくり」の施策との一体化

地域学校協働本部のネットワーク：統括コーディネーター

地域学校協働本部の整備



地域学校協働本部の整備



地域住民・団体等による緩やかなネットワーク

として
地域学校協働本部の整備

地域社会における地域活動

地域学校協働本部として
ネットワーク化

地域社会における地域活動

地域学校協働本部として
ネットワーク化

地域社会における地域活動

項目8. 行政が一体化した体制整備について

アドバイス8

- ①各都道府県及び市区町村での「ひと・もの・しごと」創生戦略の策定と連動した、各自治体における行政内の関係部局によって構成する協議組織の設置の検討が必要である。
- ②既存の地域組織での地域学校協働活動の取組が可能であれば、その中の取組も考えられる。新しい組織を作ることなく「連携ミーティング」等の名称で情報を共有し、活動のネットワークを広げることも検討する価値がある。
＜例＞佐賀県鳥栖市
- ③地域住民のネットワークづくりの既存の組織である「自治会」との繋がりは不可欠である。
＜自治会長を委員にして自治会の取組にする＞

<地域学校協働活動の一体的な推進について>

項目9. 学校教育と社会教育部門の教育委員会内での推進体制について

アドバイス9

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部は両輪であり、教育委員会としては首長部局との連携を含めて、以下の点について留意して、**学校教育と社会教育部門の推進体制づくり**を行う必要がある。

- ① 担当を事務分掌に位置づけて**課長も含めた定期的な協議**を行い、学校教育と社会教育部門が相互にそれぞれの事業の内容を共有する。**一体的な取組を行う部署を置くことも検討する必要がある。** <例>奈良市・南関町
- ② コミュニティ・スクールと地域学校協働本部のそれぞれに**必要な規則や要綱を相互に摺り合わせる。**
- ③ コミュニティ・スクールと地域学校協働本部が計上する予算を首長部局を含めて摺り合わせて**一体的な予算化**も検討する必要がある。<例：研修会・子どもの校外学習>

教育行政としての地域学校協働活動推進のチェック

教育委員会

<協働の取組のための体制整備・普及・啓発>

施策①学校運営協議会制度の導入（努力義務）

<学校運営協議会委員の任命>

施策②協働本部の整備（コーディネーター配置）

<地域学校協働活動推進員の委嘱>

チェック①

社会教育と学校教育の協働体制

チェック②

* プランの策定・規則等の整備

チェック③

* 研修・予算の確保

学校

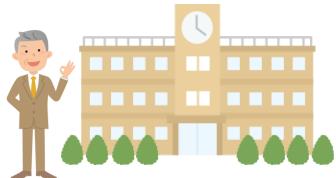
地域

チェック⑦整備支援

チェック④教職員への周知

チェック⑤学校運営方針の明確化

コミュニティ・
スクール



学校運営協議会

チェック⑥

委員の役割の周知

地域学校協働本部

チェック⑧

地域住民・団体等による緩やかなネットワーク

チェック⑨

日常的なコーディネート

<コーディネーター配置>

- ・行政のコーディネーター
- ・地域コーディネーター
(地域学校協働活動推進員)

チェック⑩ C Dの役割

- ①地域側の総合窓口
- ②地域と学校の協働の世話
- ③放課後等の地域活動の調整やボランティア確保

チェック⑪

幅広い地域住民の参画

学校支援活動



土曜休日の教育活動



放課後子供教室



家庭教育支援活動



項目10. 教職員や学校運営協議会と、地域学校協働本部の相互の理解について

<アドバイス>

- ①教職員や学校運営協議会が地域学校協働本部の活動を知る
- ②地域学校協働本部が学校の教育課程等の教育活動を知るなどの仕組み作りが必要である。

そのためには、

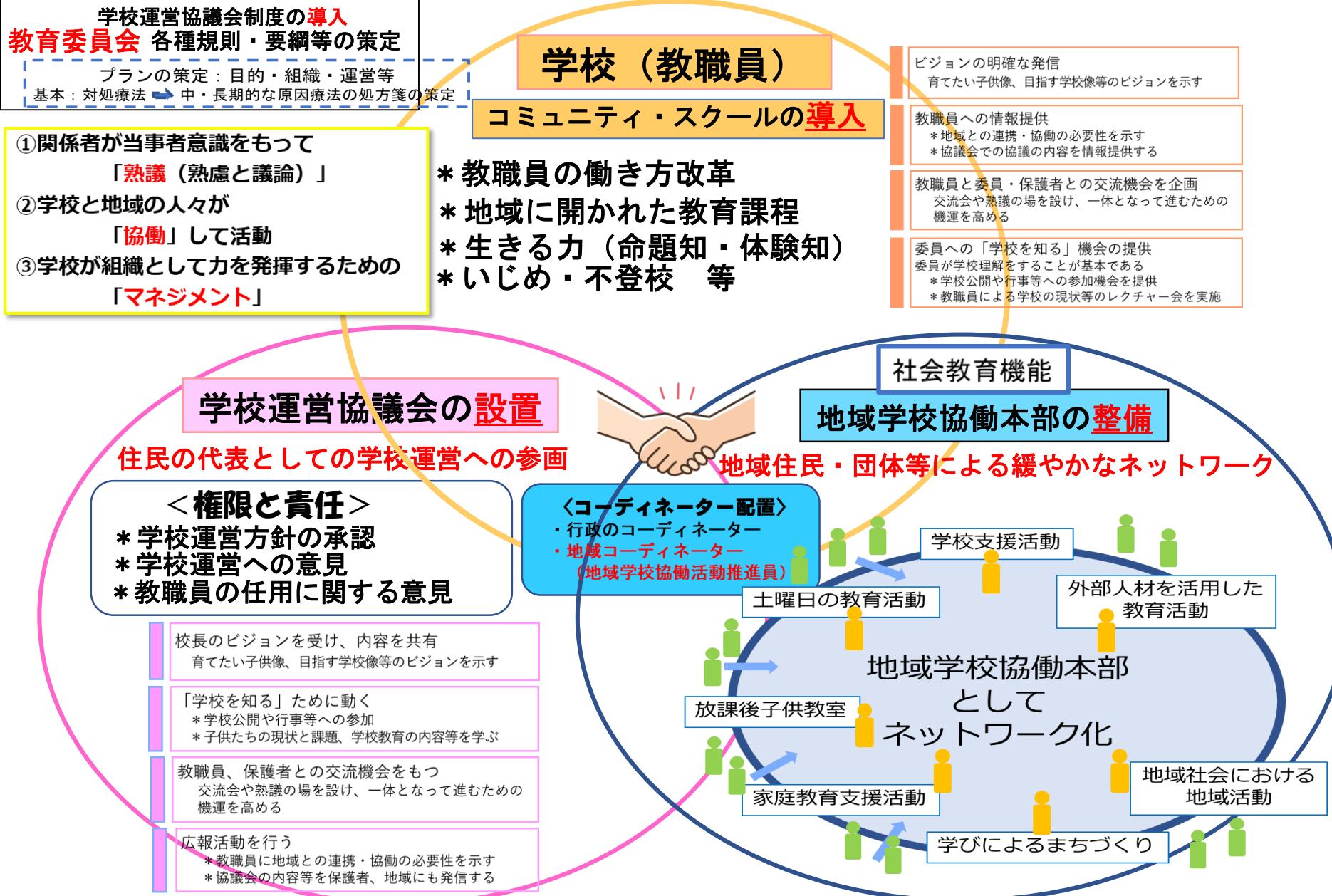
- ①地域学校協働活動推進員等の地域コーディネーターを学校運営協議会委員にする

又は（加えて）

- ②学校運営協議会の中に地域学校協働本部の役割を担う体制を作るなども検討する必要がある。

<コミュニティ・スクールの導入当初はこのシステムが主流>

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動（本部）の一体的構造



項目 11. 教育行政としての予算確保について

アドバイス 11

補助金終了後のこととを含めて、**将来的な構想を持って計上する**必要がある。

- ①学校運営協議会委員の報酬や費用弁償、地域学校協働活動推進員に関しては、**一定の報酬と必要経費を予算化すること**と、**研修に関する予算化**も必要である。
- ②学校運営協議会の設置や地域学校協働本部の整備が、**学校教育の様々な課題**に対応すると共に、**地域の様々な団体・組織・企業等の活性化・少子高齢化への対応等**にも繋がるという観点から**首長部局の予算と協働して予算要求を行う**ことも重要である。

地域学校協働活動推進の予算化

プランの策定：目的・組織・運営等

基本：対処療法 → 中・長期的な原因療法の処方箋の策定

首長部局の関連施策

- 若者の地元定着の対策
- 移住促進の対策
- 過疎化対策
- 地域産業の発展・活性化対策
- 地域団体・組織の活性化対策
- 地域住民の地域活動促進対策
- 高齢者の生きがい創出対策
- 女性が活躍するまちづくり対策
- 安全・安心なまちづくり対策

行政としての一体的取組

地域に開かれた教育課程 <コミュニティ・スクールの導入>

学校運営への参画

関係者の研修

学校運営協議会

- ①設置の努力義務
- ②権限と責任
- 学校運営方針の承認
- 学校運営への意見
- 教職員の認容に関する意見

- 学校評議員制度（必須）
- 学校関係者評価制度（必置）

統合

強力なコーディネート機能

社会教育予算

- P T A 活動
- 社会教育委員
- 社会教育指導員
- スポーツ・文化・芸術育成
- 放課後子どもプラン事業
- 青少年健全育成組織
- 青少年教育施設
- 公民館機能（公運審）
- （公運審）

学校と地域を「繋げる仕組み」づくり
<行政の一体的推進のための予算化>

ご清聴ありがとうございました。

引き続き、

Q(質問) & A(アドバイス)してみます
・・時間がある限り・・

中 川 忠 宣